

4. 委員の出席状況（出席委員）			
	2 三澤 実	3 羽田 雄一	4 姉崎 淳一
5 山崎 幸一	6 佐藤 弘朗	7 和田 利弘	
9 藤井 和人	10 中原 修	11 渡辺 健一	
13 長屋 教幸	14 関口 哲治	15 松下 眞二	
17 久保 拓也	18 栗田 淳	19 松橋 聡	20 千葉 実
	22 秋葉 宏之	23 松田 和浩	
25 吉村 智之			
5. 欠席委員			
1 児嶋 和美	8 小崎 勝敏	12 島田 宗央	
16 安藤 弘司	21 北谷 昭一	24 佐藤 茂	
6. 事務局			
事務局長	池田 孔紀	主 幹	宮本 則幸
主 事	野村 亮太		

<p>議 長</p>	<p>定刻になりましたので、只今から令和4年第1回湧別町農業委員会総会を開会致します。</p> <p>本日の出席委員は、19名で過半数に達しておりますので、湧別町農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立します。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行ないます。 議事録署名委員は、湧別町農業委員会会議規則第14条の規定により、17番 久保委員、18番 栗田委員を指名します。</p> <p>日程第2、会期の決定を議題とします。おはかりします。本総会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なしとの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。したがって会期は本日1日とすることに決定致しました。</p> <p>日程第3、諸般の報告についてを議題とします。 前回総会以降の行事について事務局長より報告させます。</p>
<p>事務局</p>	<p>令和3年12月27日に開催されました、令和3年第12回湧別町農業委員会総会以降における活動状況についてご報告申し上げます。 1月9日(日)、文化センターさざ波におきまして、二十歳の集いが開催され、これに吉村会長が出席しております。</p> <p>1月20日(木)コミュニティセンター2階大会議室におきまして、農地あっせん会議が開催され、これに吉村会長、小崎委員、佐藤委員、渡辺委員が出席しております。</p> <p>本日令和4年第1回湧別町農業委員会総会を開催しております。</p> <p>以上活動状況の報告といたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第4、議案第1号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書の2ページをご覧ください。議案第1号、農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について。 別紙のとおり、農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約を行い、同法第18条第4項及び第6項の規定により通知があったので農業委員会の議決を求めるものであります。本総会において3件の</p>

事務局	<p>合意解約が提出されております。</p> <p>内容の説明をしますので、議案書の3ページをご覧ください。</p> <p>番号1番、利用権の設定をした者、上芭露、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、上芭露、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は上芭露●●番●の内外計2筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は9,759㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は令和2年2月28日から令和6年1月30日までの5年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和3年12月3日に合意解約に達したものでございます。</p> <p>(別冊資料4ページにより位置説明)</p> <p>番号2番、利用権の設定をした者、上芭露、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、上芭露、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は上芭露●●番●の内外計2筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は37,000㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成29年4月25日から令和8年12月31日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和3年12月3日に合意解約に達したものでございます。</p> <p>(別冊資料4ページにより位置説明)</p> <p>番号3番、利用権の設定をした者、開盛、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、南兵村一区、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は南兵村一区●●番●の中で、地目は公簿、現況共に畑、面積は2,449㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成30年1月30日から令和9年12月31日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和4年1月20日に合意解約に達したものでございます。</p> <p>(別冊資料16ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	これから議案第1号の質疑を行います。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議長	質疑なしと認めます。これから議案第1号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員一同	(異議なしとの声)
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって議案第1号は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第5、議案第2号を議題とします。 事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
事務局	<p>議案書4ページをご覧ください。議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、湧別町長より決定を求められたので、別紙の農用地利用集積計画について、農業委員会の議決を求めるものでございます。本総会において、所有権移転が3件、賃借権が64件提出されております。</p> <p>内容の説明を致しますので、議案書5ページをご覧ください。</p> <p>まず、所有権移転でございます。番号1番、所有権の移転をする者は、南兵村一区、●●●●さん、所有権の移転を受ける者は、南兵村一区、●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、南兵村一区●●番●で面積は5,525㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和4年1月27日で、対価の支払い時期につきましては、令和4年11月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、1,270,000円でございます。</p> <p>(別冊資料1ページにより位置説明)</p> <p>番号2番、所有権の移転をする者は、南兵村一区、●●●●さん、所有権の移転を受ける者は、南兵村一区、●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、南兵村一区●●番●で面積は4,575㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和4年1月27日で、対価の支払い時期につきましては、令和4年11月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、960,000円でございます。</p> <p>(別冊資料2ページにより位置説明)</p> <p>番号3番、所有権の移転をする者は、南兵村一区、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、南兵村一区、●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、南兵村一区●●番●で面積は3,354㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は普通畑でございます。所有権移転の時期でござ</p>

事務局

ございますが、令和4年1月27日で、対価の支払い時期につきましては、令和4年11月30日となっております。土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、704,000円でございます。
(別冊資料3ページにより位置説明)

続きまして議案書の6ページをご覧ください。賃借権でございます。
番号1番、利用権の設定をする者は、上芭露、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、上芭露、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、上芭露●●番●外計2筆で合計面積は46,759㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年1月27日から令和14年11月30日までの10年間となっております。賃貸価格は168,000円でございます。
(別冊資料4ページにより位置説明)

番号2番、利用権の設定をする者は、西芭露、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、西芭露、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、西芭露●●番●の内外計5筆で合計面積は42,463㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年1月27日から令和14年11月30日までの10年間となっております。賃貸価格は122,000円でございます。
(別冊資料5・6ページにより位置説明)

番号3番、利用権の設定をする者は、西芭露、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、西芭露、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、西芭露●●番●外計3筆で合計面積は4,769.98㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年1月27日から令和14年11月30日までの10年間となっております。賃貸価格は16,000円でございます。
(別冊資料7ページにより位置説明)

番号4番、利用権の設定をする者は、江別市、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、東芭露、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、西芭露●●番●外計2筆で合計面積は5,129㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年1月27日から令和14年1

事務局

1月30日までの10年間となっており、賃貸価格は9,000円でございます。

(別冊資料8ページにより位置説明)

番号5番、利用権の設定をする者は、上湧別屯田市街地、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、上湧別屯田市街地、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、上湧別屯田市街地●●番●で面積は6,887㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年1月27日から令和14年12月31日までの10年間となっており、賃貸価格は51,000円でございます。

(別冊資料9ページにより位置説明)

番号6番、利用権の設定をする者は、遠軽町、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、上湧別屯田市街地、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、上湧別屯田市街地●●番●で面積は7,957㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年1月27日から令和14年12月31日までの10年間となっており、賃貸価格は59,000円でございます。

(別冊資料10ページにより位置説明)

番号7番、利用権の設定をする者は、南兵村三区、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、南兵村三区、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区●●番●外計8筆で合計面積は30,257.50㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年1月27日から令和14年12月31日までの10年間となっており、賃貸価格は211,000円でございます。

(別冊資料11ページにより位置説明)

番号8番、利用権の設定をする者は、南兵村三区、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、札富美、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区●●番●の内外計6筆で合計面積は7,190㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年1月27日から令和9年12月31日までの5年間となっており、賃貸価格は35,000円でございます。

事務局

(別冊資料 1 2 ページにより位置説明)

続きまして議案書の 7 ページをご覧ください。番号 9 番、利用権の設定をする者は、南兵村三区、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、南兵村三区、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区●●番●の内外計 3 筆で合計面積は 3 3, 6 7 1 m²であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和 4 年 1 月 2 7 日から令和 9 年 1 2 月 3 1 日までの 5 年間となっており、賃貸価格は 2 3 5, 0 0 0 円でございます。

(別冊資料 1 3 ページにより位置説明)

番号 1 0 番、利用権の設定をする者は、南兵村二区、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、南兵村二区、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区●●番●外計 1 3 筆で合計面積は 8 7, 2 8 9 m²であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和 4 年 1 月 2 7 日から令和 1 4 年 1 2 月 3 1 日までの 1 0 年間となっており、賃貸価格 6 5 4, 0 0 0 円でございます。

(別冊資料 1 4 ページにより位置説明)

番号 1 1 番、利用権の設定をする者は、上湧別屯田市街地、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、南兵村二区、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村二区●●番●外計 2 筆で合計面積は 5, 9 5 6 m²であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和 4 年 1 月 2 7 日から令和 1 4 年 1 2 月 3 1 日までの 1 0 年間となっており、賃貸価格は 4 4, 0 0 0 円でございます。

(別冊資料 1 5 ページにより位置説明)

番号 1 2 番、利用権の設定をする者は、開盛、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、南兵村一区、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村一区●●番●の内で面積は 2, 1 0 4 m²であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和 4 年 1 月 2 7 日から令和 1 4 年 1 2 月 3 1 日までの 1 0 年間となっており、賃貸価格は 1 4, 0 0 0 円でございます。

(別冊資料 1 6 ページにより位置説明)

事務局

番号13番、利用権の設定をする者は、南兵村一区、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、南兵村一区、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村一区●●番●外計6筆で合計面積は14,015㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年1月27日から令和14年12月31日までの10年間となっており、賃貸価格は105,000円でございます。

(別冊資料17ページにより位置説明)

番号14番、利用権の設定をする者は、南兵村一区、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、南兵村一区、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村一区●●番●の内外計3筆で合計面積は17,045㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年1月27日から令和14年12月31日までの10年間となっており、賃貸価格は110,000円でございます。

(別冊資料18ページにより位置説明)

続きまして議案書の8ページをご覧ください。番号15番、利用権の設定をする者は、南兵村一区、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、南兵村一区、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村一区●●番●の内外計5筆で合計面積は16,585㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年1月27日から令和14年12月31日までの10年間となっており、賃貸価格は107,000円でございます。

(別冊資料19ページにより位置説明)

番号16番、利用権の設定をする者は、南兵村一区、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、開盛、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村一区●●番●外計3筆で合計面積は5,969.90㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年1月27日から令和14年12月31日までの10年間となっており、賃貸価格は29,000円でございます。

(別冊資料20ページにより位置説明)

番号17番、利用権の設定をする者は、南兵村一区、●●●●さん

事務局

で、利用権の設定を受ける者は、南兵村一区、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村一区●●番●の内で面積は3,200㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年1月27日から令和14年12月31日までの10年間となっており、賃貸価格は16,000円でございます。

(別冊資料21ページにより位置説明)

番号18番、利用権の設定をする者は、南兵村一区、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、南兵村一区、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村一区●●番●外計5筆で合計面積は36,758㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年1月27日から令和14年12月31日までの10年間となっており、賃貸価格は238,000円でございます。

(別冊資料22ページにより位置説明)

番号19番、利用権の設定をする者は、南兵村一区、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、南兵村一区、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村一区●●番●外計4筆で合計面積は20,523㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年1月27日から令和14年12月31日までの10年間となっており、賃貸価格は133,000円でございます。

(別冊資料23ページにより位置説明)

番号20番、利用権の設定をする者は、札幌市、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、信部内、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、信部内●●番●外計8筆で合計面積は99,749㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年1月27日から令和8年11月25日までの5年間となっており、賃貸価格は199,120円でございます。

(別冊資料24・25ページにより位置説明)

続きまして議案書の9ページをご覧ください。番号21番、利用権の設定をする者は、札幌市、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、信部内、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所

事務局

在は、信部内●●番●外計20筆で合計面積は238,071㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年1月27日から令和13年11月25日までの10年間となっております。賃貸価格は534,407円でございます。
(別冊資料26・27ページにより位置説明)

この先は継続更新に係る案件の説明となります。番号22番、利用権の設定をする者は、南幌町、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、錦町、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、錦町●●番●外計12筆で合計面積は88,358.58㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年1月27日から令和14年11月30日までの10年間となっております。賃貸価格は480,000円でございます。
(別冊資料28・29ページにより位置説明)

番号23番、利用権の設定をする者は、南幌町、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、川西、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、川西●●番●外計3筆で合計面積は13,149㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年1月27日から令和14年11月30日までの10年間となっております。賃貸価格は79,000円でございます。
(別冊資料30ページにより位置説明)

続きまして議案書の10ページをご覧ください。番号24番、利用権の設定をする者は、川西、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、川西、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、川西●●番●外計2筆で合計面積は16,700㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年1月27日から令和14年11月30日までの10年間となっております。賃貸価格は91,000円でございます。
(別冊資料31ページにより位置説明)

番号25番、利用権の設定をする者は、川西、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、栄町、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、川西●●番●外計4筆で合計面積は27,188㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係

事務局

は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年1月27日から令和14年11月30日までの10年間となっております、賃貸価格は167,000円でございます。

(別冊資料32ページにより位置説明)

番号26番、利用権の設定をする者は、川西、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、川西、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、川西●●番●の内外計13筆で合計面積は86,098㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年1月27日から令和14年11月30日までの10年間となっております、賃貸価格は448,000円でございます。

(別冊資料33ページにより位置説明)

番号27番、利用権の設定をする者は、川西、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、川西、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、川西●●番●で面積は11,597㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年1月27日から令和14年11月30日までの10年間となっております、賃貸価格は69,000円でございます。

(別冊資料34ページにより位置説明)

番号28番、利用権の設定をする者は、札幌市、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、川西、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、川西●●番●外計4筆で合計面積は64,008㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年1月27日から令和14年11月30日までの10年間となっております、賃貸価格は338,000円でございます。

(別冊資料35ページにより位置説明)

番号29番、利用権の設定をする者は、札幌市、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、栄町、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、川西●●番●の内で面積は13,000㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年1月27日から令和14年11月30日までの10年間となっております、賃貸価格は63,000円でございます。

事務局

す。

(別冊資料 3 6 ページにより位置説明)

番号 3 0 番、利用権の設定をする者は、札幌市、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、川西、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、川西●●番●の内外計 3 筆で合計面積は 4 7, 5 0 0 m²であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和 4 年 1 月 2 7 日から令和 1 4 年 1 1 月 3 0 日までの 1 0 年間となっております、賃貸価格は 2 1 3, 0 0 0 円でございます。

(別冊資料 3 7 ページにより位置説明)

続きまして議案書の 1 1 ページをご覧ください。番号 3 1 番、利用権の設定をする者は、川西、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、錦町、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、川西●●番●外計 3 筆で合計面積は 5 3, 0 8 6 m²であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和 4 年 1 月 2 7 日から令和 1 4 年 1 1 月 3 0 日までの 1 0 年間となっております、賃貸価格は 2 1 2, 0 0 0 円でございます。

(別冊資料 3 8 ページにより位置説明)

番号 3 2 番、利用権の設定をする者は、札幌市、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、信部内、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、緑陰●●番●外計 4 筆で合計面積は 1 4, 2 4 5 m²であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和 4 年 1 月 2 7 日から令和 1 4 年 1 1 月 3 0 日までの 1 0 年間となっております、賃貸価格は 4 2, 0 0 0 円でございます。

(別冊資料 3 9 ページにより位置説明)

番号 3 3 番、利用権の設定をする者は、紋別市、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、信部内、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、緑陰●●番●外計 3 筆で合計面積は 9 7, 6 0 5 m²であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和 4 年 1 月 2 7 日から令和 1 4 年 1 1 月 3 0 日までの 1 0 年間となっております、賃貸価格は 2 8 3, 0 0 0 円でございます。

(別冊資料 4 0 ページにより位置説明)

事務局

番号34番、利用権の設定をする者は、紋別市、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、信部内、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、緑陰●●番●外計6筆で合計面積は9,551㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年1月27日から令和14年11月30日までの10年間となっております、賃貸価格は28,000円でございます。

(別冊資料41ページにより位置説明)

番号35番、利用権の設定をする者は、錦町、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、信部内、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、緑陰●●番●外計11筆で合計面積は87,704㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年1月27日から令和14年11月30日までの10年間となっております、賃貸価格は248,000円でございます。

(別冊資料42ページにより位置説明)

番号36番、利用権の設定をする者は、紋別市、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、信部内、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、緑陰●●番●外計2筆で合計面積は6,655㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年1月27日から令和14年11月30日までの10年間となっております、賃貸価格は19,000円でございます。

(別冊資料43ページにより位置説明)

番号37番、利用権の設定をする者は、東、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、東、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、東●●番●外計2筆で合計面積は23,139㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年1月27日から令和14年11月30日までの10年間となっております、賃貸価格は138,000円でございます。

(別冊資料44ページにより位置説明)

続きまして議案書の12ページをご覧ください。番号38番、利用権の設定をする者は、東、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、

事務局

東、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、東●●番●外計2筆で合計面積は43,700㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年1月27日から令和14年11月30日までの10年間となっております。賃貸価格は160,000円でございます。

(別冊資料45ページにより位置説明)

番号39番、利用権の設定をする者は、芭露、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、芭露、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、福島●●番●外計2筆で合計面積は29,384㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年1月27日から令和9年11月30日までの5年間となっております。賃貸価格は117,000円でございます。

(別冊資料46ページにより位置説明)

番号40番、利用権の設定をする者は、東、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、東、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、福島●●番●の内外計2筆で合計面積は27,543㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年1月27日から令和14年11月30日までの10年間となっております。賃貸価格は110,000円でございます。

(別冊資料47ページにより位置説明)

番号41番、利用権の設定をする者は、東、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、芭露、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、福島●●番●で面積は20,348㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年1月27日から令和14年11月30日までの10年間となっております。賃貸価格は40,000円でございます。

(別冊資料48ページにより位置説明)

番号42番、利用権の設定をする者は、志撫子、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、芭露、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、志撫子●●番●の内外計12筆で合計面積は76,311㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

事務局

利用権の期限でございますが、本日、令和4年1月27日から令和9年11月30日までの5年間となっております、賃貸価格は184,000円でございます。

(別冊資料49ページにより位置説明)

番号43番、利用権の設定をする者は、網走市、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、栄町、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、北兵村三区●●番●の内で面積は17,000㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年1月27日から令和14年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は136,000円でございます。

(別冊資料50ページにより位置説明)

番号44番、利用権の設定をする者は、網走市、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、北兵村三区、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、北兵村三区●●番●の内外計3筆で合計面積は28,335㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年1月27日から令和14年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は223,000円でございます。

(別冊資料51ページにより位置説明)

番号45番、利用権の設定をする者は、東京都、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、北兵村二区、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、北兵村二区●●番●で面積は10,926㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年1月27日から令和14年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は43,000円でございます。

(別冊資料52ページにより位置説明)

番号46番、利用権の設定をする者は、遠軽町、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、旭、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、中湧別東町●●番●の内で面積は2,220㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年1月27日から令和14年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は8,000円でございます。

事務局

す。

(別冊資料53ページにより位置説明)

続きまして議案書の13ページをご覧ください。番号47番、利用権の設定をする者は、北兵村一区、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、上湧別屯田市街地、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、北兵村一区●●番●で面積は5,739㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年1月27日から令和14年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は45,000円でございます。

(別冊資料54ページにより位置説明)

番号48番、利用権の設定をする者は、南兵村三区、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、南兵村三区、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区●●番●の内外計8筆で合計面積は23,501.38㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年1月27日から令和9年12月31日までの5年間となっております、賃貸価格は117,000円でございます。

(別冊資料55ページにより位置説明)

番号49番、利用権の設定をする者は、上湧別屯田市街地、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、南兵村三区、●●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区●●番●外計7筆で合計面積は14,923㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年1月27日から令和14年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は74,000円でございます。

(別冊資料56ページにより位置説明)

番号50番、利用権の設定をする者は、南兵村三区、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、南兵村三区、●●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区●●番●の内外計2筆で合計面積は4,756.72㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年1月27日から令和14年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は26,000円でございます。

(別冊資料57ページにより位置説明)

事務局

番号51番、利用権の設定をする者は、上湧別屯田市街地、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、南兵村一区、●●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村一区●●●番●外計2筆で合計面積は16,703㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年1月27日から令和14年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は125,000円でございます。

(別冊資料58ページにより位置説明)

番号52番、利用権の設定をする者は、南兵村一区、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、富美、●●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村一区●●●番●外計3筆で合計面積は16,241㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年1月27日から令和14年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は73,000円でございます。

(別冊資料59ページにより位置説明)

番号53番、利用権の設定をする者は、南兵村一区、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、富美、●●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村一区●●●番●外計2筆で合計面積は10,263.68㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年1月27日から令和14年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は46,000円でございます。

(別冊資料60ページにより位置説明)

番号54番、利用権の設定をする者は、上湧別屯田市街地、●●●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、富美、●●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、南兵村一区●●●番●で面積は6,550㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年1月27日から令和14年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は29,000円でございます。

(別冊資料61ページにより位置説明)

番号55番、利用権の設定をする者は、北兵村一区、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、開盛、●●●●●さんでございます。

事務局

利用権設定に係る土地の所在は、開盛●●番●の内で面積は10,000㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年1月27日から令和14年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は60,000円でございます。

(別冊資料62ページにより位置説明)

続きまして議案書の14ページをご覧ください。番号56番、利用権の設定をする者は、開盛、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、開盛、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、開盛●●番●外計9筆で合計面積は38,538㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年1月27日から令和14年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は231,000円でございます。

(別冊資料63ページにより位置説明)

番号57番、利用権の設定をする者は、開盛、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、開盛、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、開盛●●番●の内で面積は6,196㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年1月27日から令和14年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は37,000円でございます。

(別冊資料64ページにより位置説明)

番号58番、利用権の設定をする者は、開盛、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、開盛、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、開盛●●番●外計4筆で合計面積は24,612㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年1月27日から令和14年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は123,000円でございます。

(別冊資料65ページにより位置説明)

番号59番、利用権の設定をする者は、開盛、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、開盛、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、開盛●●番●外計2筆で合計面積は7,792㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限

事務局

でございますが、本日、令和4年1月27日から令和14年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は38,000円でございます。

(別冊資料66ページにより位置説明)

番号60番、利用権の設定をする者は、開盛、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、開盛、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、開盛●●番●外計32筆で合計面積は72,835.90㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年1月27日から令和14年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は364,000円でございます。

(別冊資料67ページにより位置説明)

続きまして議案書の15ページをご覧ください。番号61番、利用権の設定をする者は、開盛、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、開盛、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、開盛●●番●外計6筆で合計面積は98,812.25㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年1月27日から令和14年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は296,000円でございます。

(別冊資料68ページにより位置説明)

番号62番、利用権の設定をする者は、遠軽町、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、開盛、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、開盛●●番●外計2筆で合計面積は36,988㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年1月27日から令和14年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は96,000円でございます。

(別冊資料69ページにより位置説明)

番号63番、利用権の設定をする者は、遠軽町、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、上富美、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、上富美●●番●外計7筆で合計面積は73,269㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年1月27日から令和14年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は219,000円でございます。

<p>事務局</p>	<p>0円でございます。 (別冊資料70ページにより位置説明)</p> <p>番号64番、利用権の設定をする者は、遠軽町、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、富美、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、上富美●●番●で面積は26,721㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和4年1月27日から令和14年12月31日までの10年間となっており、賃貸価格は66,000円でございます。 (別冊資料71ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>これから議案第2号の議案について質疑を行います。 先に12ページ44番について質疑を行います。農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、●番 ●●委員の退席をお願いします。暫時休憩します</p> <p>(●●委員退席)</p>
<p>議長</p>	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(なしとの声)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認めます。これから12ページ44番の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なしとの声)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。●番 ●●委員の議事参与の制限を解きます。暫時休憩します。</p> <p>(●●委員着席)</p>
<p>議長</p>	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。次に14ページ58番、59番、60番、15ページ61番、62番について質疑を行います。農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、●●番 ●●委員の退席をお願いします。暫時休憩します</p> <p>(●●委員退席)</p>

議 長	休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。これから14ページ58番、59番、60番、15ページ61番、62番の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。●●番 ●●委員の議事参与の制限を解きます。暫時休憩します。 (●●委員着席)
議 長	休憩前に引き続き会議を開きます。次に15ページ63番について質疑を行います。農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、●●番 ●●委員の退席をお願いします。暫時休憩します (●●委員退席)
議 長	休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。これから15ページ63番の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。●●番 ●●委員の議事参与の制限を解きます。暫時休憩します。 (●●委員着席)
議 長	休憩前に引き続き会議を開きます。議案第2号の残りの議案について質疑を行います。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。これから議案第2号残りの議案の採決を行い

議 長

ます。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員一同

(異議なしとの声)

議 長

異議なしと認めます。したがって本案は、原案のとおり決定されました。

本総会の会議に付された議案は、すべて終了しました。
これで、令和4年第1回湧別町農業委員会総会を閉会します。

閉 会 14時10分

この議事録は、事務局長が記載したものであるが、その正確を証するため、ここに署名する。

議 長

署名委員

署名委員